



## 南部町の遊休農地は

近年、農業就業者の減少や高齢化などにより、遊休農地が増加しています。遊休農地は、農地としての機能を損なうだけでなく、ゴミの不法投棄や病害虫の発生など、周辺に様々な問題を引き起こします。

南部町では、平成21年度調査によれば、13.7ha（山林化した農地を除く）の遊休農地が確認されていますが、みなさんのご努力により、他の市町村と比較すれば、少ない発生状況となっています。

連絡先 64-3783

産業課には自走式のハンマーナイフモアの草刈り機があり、随時貸し出しを行っています。傾斜地の畦畔は対応できますが、草丈のあるアワダチ草などのはえた農地の草刈りには便利です。是非活用してください。借料は無料で、油代等の負担ですみます。

## 草刈り機（自走式）の貸し出しあります

どうしても作付のできない農地について、特に田植えから、稲刈りまでの期間の草刈りをお願いします。

## 農地の利用権設定をはじめられませんか

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定」により、農地としての活用を勧めています。

この制度は、法律に基づいて農地の賃貸借等を結ぶもので、行政の相談や支援が受けられとても安心です。この制度の特徴は、①貸した農地は、契約期間が終了すれば離作物を支払うことなく必ず返されます。②借りた農地は、契約期間内は耕作することができます。③賃借料等の設定等は話し合いによって定めます。

# 遊休農地をなくす 農地を守りましょう

農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください。届出や転用許可が必要です。

南部町農業委員会事務局（天萬庁舎）TEL 64-3792

（掲載された写真と文章内容とは関係ありません。）

## 相談方法

まずお電話下さい。相談費用は必要ありません。

## 連絡先

電話：082-221-9206

広島市中区上八丁堀6-30

中国財務局 財務広報相談室

多重債務相談員

## 受付時間

月曜日～金曜日

（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

9時～12時、13時～17時

